

○財務省告示第二百七十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年七月三十一日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年八月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第二百六 十九回、第二百七十一回、第二 百七十二回、第二百七十三回、 第二百七十四回、第二百七十五 回、第二百七十六回、第二百七 十七回及び第二百七十九回）及 び利付国庫債券（二十年）（第五 十三回、第五十五回、第五十六 回、第五十七回、第五十八回、 第六十四回、第六十五回、第六 十六回、第六十七回及び第七十 六回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

十 十 十
七 六 五

各 準 入 償 償
発 と 札 還 還
行 す の 金 期
対 る 基 額 限

十
四
利
子

債 日 平 額 (別表のとおり)
店 本 成 二 金 額 百 円 七 月 二 十 八 日
頭 証 券 十 一 年 七 月 二 十 八 日
売 業 協 会 が 発 表 し た 公 社
買 業 協 会 が 統 計 値 表 に 掲 載
参 考 統 計 値 表 に 掲 載

各 発 行 対 象 国 債 の 額 面 金 額 × 各
発 行 対 象 国 債 の 利 率 / 100 × 1
/ 2

第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各
行 対 象 国 債 の 支 払 期 日 後 の 各
と し、各 支 払 期 日 後 の 各
算 式 によ り、算 出 し、期 間 支 払
う 。 当 た り、支 払 期 日 後 の 各
日 支 払 額 次 号 規 定
す る 期 日 後 の 各

(二) 発 行 時 にお いて、そ の 利 子
に 係 る 所 得 税 が、源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し、又 は 振 替 口 座 中 の
口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
の に つ い て は、前 記 の 算 式
に よ り、算 出 し、該 金 額 当 該
金 額 百 分 の 二 十 を 乗 じ、該
額 (お た し、得 す 者 が 非 居
時 に お いて、外 国 人 である 場 合
住 者 又 は 外 国 人 である 場 合
に は、前 記 の 算 式 によ り、算
出 し、該 金 額 百 分 の 二 十 を 乗
は、外 国 人 が 適 用 を 受 け る 所
は、外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る
出 し、該 金 額 百 分 の 二 十 を 乗
は、外 国 法 人 が 適 用 を 受 け る
控 除 の 税 率 を 乗 じ、該 金 額
第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各
行 対 象 国 債 の 支 払 期 日 後 の 各
と し、各 支 払 期 日 後 の 各
算 式 によ り、算 出 し、期 間 支 払
う 。 当 た り、支 払 期 日 後 の 各
日 支 払 額 次 号 規 定
す る 期 日 後 の 各

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（別表） （利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・六%	十年平 日十成 二二 月十七 二十七	億三 円百 二十 五
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	十年平 日十成 二二 月十七 二十七	億九 円百 七十 六
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・五%	十年平 日十成 二二 月十七 二十七	億二 円百 七十 一
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・五%	日年平 九成 月二 二十七 二十七	円百 七十 五億
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・四%	日年平 九成 月二 二十七 二十七	百五 十億 円
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・二%	日年平 六成 月二 二十七 二十七	円二 百六 十億
（利付） （第十回） （付） （二十年） （国庫債券） （七十七）	一・三%	日年平 三成 月二 二十七 二十七	一億 円

（別表）

十八 象 国債の 平均値
 元 利回り 日本銀行の
 利 金支 日本銀行
 払 場所 財務大臣から
 入 札参加 通知を受けた者
 十九
 二十 払込期日 平成二十一年七月三十一日

（利付第二十七年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十六年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十五年国庫債券）	（利付第二十年国庫債券）	（利付第二十年国庫債券）
一・九%	一・九%	一・八%	一・九%	一・九%	一・九%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・一%	二・〇%	一・六%	
日年平三成三月二十七	日年平三成三月二十六	十年平日十成二月二十五	十年平日十成二月二十五	日年平九成三月二十五	日年平九成三月二十四	日年平六成三月二十四	日年平六成三月二十四	一年平日三成三月二十四	十年平日十成二月十三	日年平三成二月二十八	日年平三成二月二十八	
三十億円	六億円	百十億円	二十七億円	六十九億円	十五億円	七十一億円	八十五億円	六十七億円	一億円	二百八十七億	六十三億円	